

釧路湿原自然再生協議会

第19回 森林再生小委員会 資料

雷別地区自然再生事業の実施状況について

林野庁 北海道森林管理局

I これまでの取組み

1 背景

○雷別国有林は、釧路湿原の源流部にあたり、釧路湿原の自然環境の維持保全のうえで、重要な位置

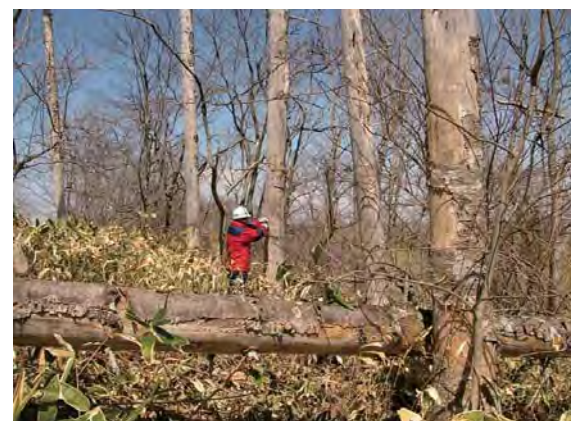
○平成12年度、高齢級のトドマツ人工林で気象害による大量の枯損が発生

○平成19年度「雷別地区自然再生実施計画」が承認

2 再生に向けた取組みと対象地の概要

郷土樹種であるミズナラ・カシワ・ハルニレ・ヤチダモ等の広葉樹主体の森林へ再生するため、笹地となった枯損跡地の笹を除去したうえで、以下の方針で森林を再生

- 母樹の比較的多い箇所は天然更新
- 母樹の比較的に少ない箇所は人工植栽

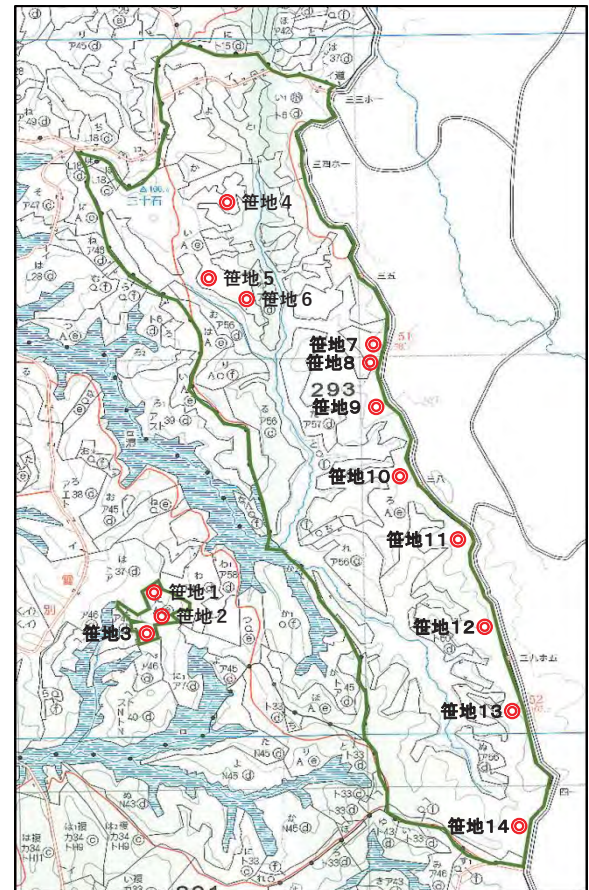


大量の枯損が発生した林分の様子

【実施箇所】

トドマツ人工林の枯損跡地について、
笹地1～笹地14に区域分け（20.21
ヘクタール）したうえで森林を再生

区 分	実施方針
笹地1～ 笹地3	小面積で林冠がうっ閉して いることから、天然更新を導入
笹地4～ 笹地9	母樹が比較的少ないことか ら、人工植栽を検討・導入
笹地10～ 笹地13	笹が多く天然更新が阻害さ れている箇所は、人工植栽を 検討・導入
笹地14	植生等調査プロットとほ乳 類生息調査プロットを設定し、 対応策を検討。検討結果につ いては実施方針へ反映



笹地1～14位置図

2

3 平成30年度までの実施内容と課題

【実施内容】

○笹地10～笹地13で、天然更新を図るた
めの地がき及び人工植栽並びに防鹿柵等を設
置

【課 題】

○天然更新を図るために、地がきを行ったが
更新が順調でない箇所も散見

これは、

- ・ 種子の飛散が少ない
- ・ 土壌凍結により種が発芽しにくい
- ・ 発生した稚樹もノウサギによる食害を
受ける

といったことによると推察

○このため、このような箇所については、
広葉樹を補植するとともに、ノウサギの食害
対策として保護管（ツリーシェルター）で植
栽木を保護



笹地10～13の実施内容

3

Ⅱ 令和元年度の実施内容

1 刈払い及び地がき

○笹地 11 で植栽前の人力による刈払いを実施（6～10月）

○笹地 7 と笹地 8 で、大型機械による地拵えを1.30ヘクタール実施（8月）



大型機械による地拵えの様子（笹地 8）



地拵え後の様子（笹地 8）

4

2 人工植栽及び食害対策

○笹地 9 でミズナラ・ハルニレ・ヤチダモ、計1600本を植栽
植栽木はノウサギ等の野生生物の食害から保護するため保護管で被覆
（6月に請負で実施）

○笹地 11 でミズナラ・ハルニレ・ヤチダモ、計200本を植栽
植栽木はノウサギ等の野生生物の食害から保護するため保護管で被覆
（9月に企業の社会貢献活動との協働活動として実施）

○笹地 11 でミズナラ・ハルニレ・ヤチダモ、計100本を植栽
植栽木はノウサギ等の野生生物の食害から保護するため保護管で被覆
（10月にボランティア団体との協働活動として実施）



植栽・保護管被覆後の様子（笹地 9）



植栽・保護管被覆後の様子（笹地 11）

5

3 植栽木の生育状況

雷別地区自然再生事業地では、

○令和元年6・9・10月に、ミズナラ・ハルニレ・ヤチダモの広葉樹を1900本植栽

○植栽木の広葉樹は、標茶町雷別地区または同地区近郊の天然林で種子を採取し、育苗されたものを導入

○ノウサギの食害が著しいため、その対策として令和元年6・9・10月に、植栽木を高さ1.8mの保護管で被覆

○なお、平成30年6月に植樹したものは、保護管の被覆により食害や強風・寒風害から植栽木が保護され、15ヶ月で60cmから190cmへ生長したのも散見



植栽時60cm・15ヶ月後190cmの植栽木



植栽時40cm・15ヶ月後90cmの植栽木

6

Ⅲ 令和2年度の実施予定

1 刈払い

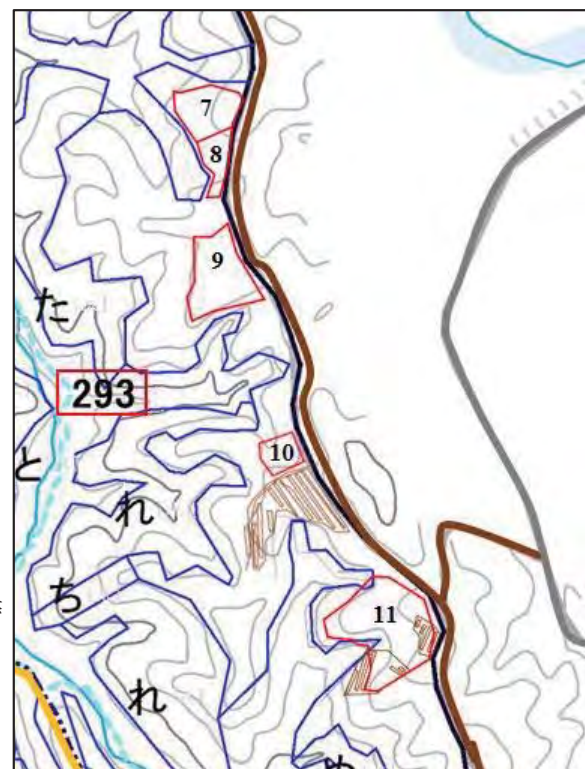
○5～9月にかけて、笹地11または笹地10で植栽前の人力による刈払いを予定

2 人工植栽及び食害対策

○6月に笹地7と笹地8で、広葉樹*の植栽と保護管の被覆を予定

○6月と9月に笹地11または笹地10で、広葉樹*の植栽と保護管の被覆を予定

* 植栽木の広葉樹は、標茶町雷別地区または同地区近郊の天然林で種子を採取し、育苗されたものを導入



笹地7～11位置図

7